

専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について

令和7年10月10日
文部科学省
総合政策教育局生涯学習推進課

この度、文部科学省では、学校教育法の一部を改正する法律(令和6年法律第50号。以下「改正法」という。)及び、改正法の施行に伴い制定予定の関係省令の整備に関する政令の施行に伴い、関係省令の改正を行い、令和8年4月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、行政手続法第39条などにに基づき、専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準の改正案について、パブリック・コメント（意見公募手続）を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

【1. 案の具体的内容】

別添参照

【2. 提出期限】

令和7年11月9日(日) 必着

【3. 意見の提出方法】

御意見には理由を付して、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、電話での受付はできかねますので御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見入力」より提出を行ってください。

(2) 郵送・電子メールにて意見を提出する場合

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室 宛

電子メールアドレス：syosensy@mext.go.jp

(判別のため、件名は【専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準案】としてください。

なお、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。御意見は、必ずメール本文に御記入ください。)

【4. 意見提出様式】

専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準案」

- ・意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別葉としてください（1枚1意見、1メール1意見としてください）。

【5. 備考】

- ・御意見に対して個別には回答いたしかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ・御意見については、公表される場合がございます。

(総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室)